



つくば市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

(平成22年度～平成31年度) 平成27年度改定版 概要

限りある資源を大切にすまち・田園都市つくば



平成28年3月

つくば市

目 次

計画の改定について	1
1. 目標達成状況の確認	1
2. ごみ処理における課題	2
3. 数値目標	3
4. 減量化・資源化計画	5
5. 収集運搬計画	6
6. 中間処理計画	7
7. 最終処分計画	8

計画の改訂について

つくば市では、平成 21 年度に、総合的な 3 R への取組やごみの適正処理を推進するため、本市のごみ処理における最上位計画となる「つくば市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定しました。(目標年度 H22 年度～H31 年度)

計画策定後、5 年が経過し、この間、ごみ減量と資源化に一定の成果を挙げることができましたが、施策の実施状況や数値目標の達成状況に関して進捗が遅れているものもあるのが現状です。また現在の粗大ごみ処理施設、有価物回収施設の老朽化も進んでおり、これらの施設に代わるリサイクルセンターの整備事業も進んでいます。以上を踏まえ、中間目標年度である平成 26 年度の実績を踏まえ、目標達成状況を確認すると共に、計画目標年度に向けた見直しを行うこととします。

見直しにあたっては、1. 目標達成状況の確認、2. 課題抽出を行い、新たな数値目標を設定し、課題解決に向けて新たな施策の推進を行います。

1. 目標達成状況の確認

計画に掲げている目標値の達成状況は以下の通りです。計画の中間目標年度となる平成 26 年度は、生活系ごみ排出量は目標を達成することができたものの、事業系ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量については目標を達成することができませんでした。

		H21	H22	H23	H24	H25	H26
人 口 (人)	推計値	205,367	210,306	215,245	220,183	225,122	230,061
	実績	203,253	206,106	207,628	216,331	218,418	220,135
1 人 1 日あたりのごみ排出量							
<ul style="list-style-type: none"> 生活系ごみは、平成31年度に平成20年度の約11%減量の659 g を目指す。 事業系ごみは、平成31年度に平成20年度の約23%減量の259 g を目指す。 							
生活系ごみ 排出量 (g/人・日)	目標	739	734	729	724	719	714
	実績	729	714	734	705	707	704
	達成状況	○	○	×	○	○	○
事業系ごみ 排出量 (g/人・日)	目標	328	318	309	300	291	281
	実績	322	328	319	363 (314)	428 (325)	420 (316)
	達成状況	○	×	×	×	×	×

注) ○:達成, ×:未達成 () 内は事業系資源を除く
平成24年度以降は外国人人口を含んだ集計となっているため達成状況は参考です。

		H21	H22	H23	H24	H25	H26
リサイクル率							
・平成31年度に24.0%以上を目指す。							
リサイクル率 (%)	目標	9.2	10.3	11.5	13.2	14.6	16.0
	実績	8.6	8.2	8.3	11.8 (7.5)	16.0 (7.6)	15.9 (7.4)
	達成状況	×	×	×	×	○	×
1人1日あたりの最終処分量							
・平成31年度に86g以下を目指す。							
最終処分量 (g/人・日)	目標	165	159	151	144	136	129
	実績	158	160	164	173	152	144
	達成状況	○	×	×	×	×	×

注) ○:達成, ×:未達成 ()内は事業系資源を除く
平成24年度以降は外国人人口を含んだ集計となっているため達成状況は参考です。

2. ごみ処理における課題

現在市が抱えているごみ処理における主な課題を以下に示します。

(1) 情報提供方法

ごみの減量及びリサイクルの推進に関する意識啓発のための情報提供方法について見直しを行い、本市のごみ及びリサイクルの現状や、取り組みについて、十分な情報伝達が行われる仕組みを構築することが必要です。

(2) リサイクル率

リサイクル率は、平成24年度より事業者直接資源化量の集計を開始したことにより、それ以前と比較すると上昇していますが、茨城県平均、全国の平均値よりも低くなっています。また市の施設に持ち込まれる資源ごみの量だけで見た場合でも減少しています。要因としてごみ排出量が多いこと、分別された資源ごみが自治体による回収以外で資源化されていることなどが予想されます。ごみの減量化をより推進させるとともに資源化量を増加させることが必要です。

(3) 可燃・不燃ごみへの資源物の混入

可燃ごみの中に新聞・雑誌・古布等が、不燃ごみの中にびん・かん等の資源物の混入が見られていることから、市民に対して、今以上に分別排出の徹底を求める必要があります。

(4) 現有施設の老朽化

粗大ごみ処理・有価物回収資源化施設が老朽化しているため、施設の更新が必要です。

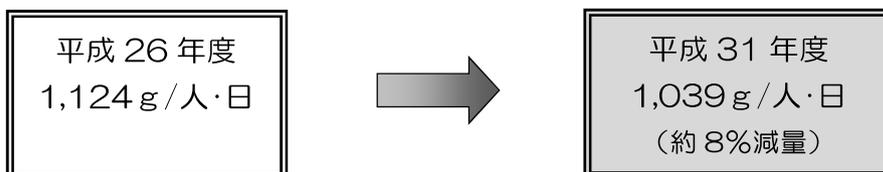
(5) 最終処分量削減の必要性

最終処分量削減に向け、ごみの減量と共に、焼却灰の資源化拡大を検討していくことが必要です。

3. 数値目標

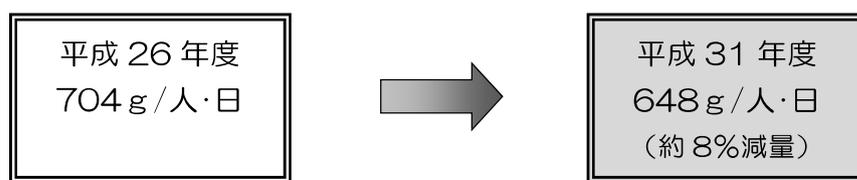
本計画では、各種施策を効果的に実施していくため、計画の具体的な目標数値を以下のように定めます。

3-1. 1人1日当たりのごみ排出量 全体



生活系ごみ

前期計画では、平成 26 年度から平成 31 年度までの 5 年間で更に約 8% 削減としており、今後も前期目標と同等に更なる削減を進めることを想定し、本計画では、平成 31 年度の目標を平成 26 年度実績から約 8% 減の 648 g / 人・日と設定します。



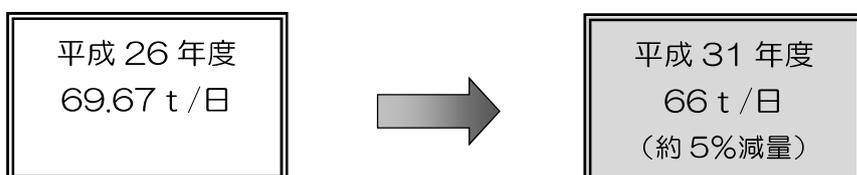
注記：1人1日当たりの排出量(g / 人・日) = ごみ総排出量(集団回収含む) ÷ 人口 ÷ 365 日
1人1日当たりの排出量の算出には、住民基本台帳の人口を使用しています。

事業系ごみ

事業系ごみは、必ずしも人口の変動に合わせて変動するものではないため、本計画では1人1日あたりの排出量ではなく、1日あたり排出量で管理することとします。また、事業者直接資源化量の集計も開始していますが、事業者が独自に行う資源化の取組は推進しながら、事業者から市に排出される処理しなければならないごみの量については、排出抑制を目指すこととするため、目標は資源を除く量とします。

事業系ごみは、平成 26 年度に1日あたり 69.67t となり前期計画の中間目標を下回っております。本来であれば生活系ごみよりも減量を強化すべきところですが、事業系のごみ量は、事業活動の影響を受けて変動するため、性急なごみ削減は事業活動の妨げる恐れがあり、難しいと考えられます。

したがって、目標については、生活系ごみの目標（1人1日あたりの排出量を実績から約 8% 減）と同程度の削減とすることを想定し、1日あたりの排出量について、平成 31 年度の目標を 66t / 日（平成 26 年度実績から約 5% 減※）と設定します。

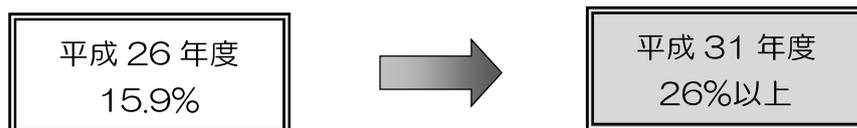


3-2. リサイクル率

リサイクル率は、平成 24 年度から事業者直接資源化量を加味したことにより上昇していますが、現時点でも未だ全国、県内と比較すると低い位置にあります。

リサイクル率については、国の目標が、平成 27 年度で約 25%としていることから、本市においては、平成 31 年度の目標を 26%以上と設定します。

今後は、プラスチック類の新たな分別資源化や、雑がみの分別徹底、焼却灰の資源化拡大、新たな資源化施設による資源回収の拡大などに努め、リサイクル率向上を目指します。



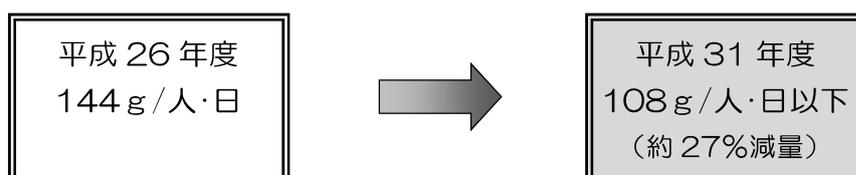
注記：リサイクル率(%) = (直接資源化量 + 再生利用量 + 集団回収量) ÷ ごみ総排出量 × 100

3-3. 1人1日当たりの最終処分量

最終処分量とは、最終処分場に埋め立てられるものである、ごみを燃やした際に生じる焼却灰や不燃ごみ等を破碎した際に生じる不燃残渣の合計量です。

最終処分量は、焼却灰の資源化実施等に伴い、近年は減少していますが、平成 26 年度の 1 人 1 日あたりの最終処分量は 144 g となっており、当初想定していたよりもごみ減量が進まなかったことや、焼却灰の資源化が進まなかったことなどから、中間目標は達成されていません。

今後のごみ減量、資源分別の徹底により最終処分量を削減します。本計画では、1 人 1 日あたりごみ排出量やリサイクル率の目標を達成することにより、平成 31 年度の目標を平成 26 年度実績から約 27%減の 108 g / 人・日と設定します。



注記：1 人 1 日当たりの最終処分量 = 最終処分量 ÷ 人口 ÷ 365 日

人口は住民基本台帳(10月1日)を使用しています。

4. 減量化・資源化計画

目標達成に向け、計画推進の方向性を見直しました。

【減量化・資源化計画の基本方針】

循環型社会を構築していくため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、お互いに協力して減量化・資源化を推進します。また、本市の研究学園都市という特性を反映した様々な先進的な減量化・資源化事業に取り組みます。

ごみの減量については、特に発生抑制、再使用といった生活様式自体を見直し、ごみとなるもの自体を減らすことを最優先とします。ごみを減量した上で、廃棄しなければならないものについては、分別徹底による再生利用を推進します。

【主な新規施策のポイント】

施策	主な内容
プラスチック類の有効利用	<p>ペットボトル以外のプラスチックについては、容器包装リサイクル法に基づく容器包装プラスチックを対象に、リサイクルセンターの稼動に合わせて分別収集及び資源化を開始します。</p> <p>容器包装プラスチック以外のプラスチック（製品プラスチック）についても、有価物として資源化事業者に売却できるような価値の高い資源化を目指していきます。しかし安定した供給ができる再資源化先の有無等の課題もあることから、高価値な資源化に向けた実効性のある手法を継続して検討していきます。</p>
紙類の資源化の推進	<p>現在燃やせるごみ中には紙類が約3割程度含まれているといわれ、更なる分別徹底が必要です。特に雑がみについては現在も分別回収を行っていますが、未だに排出方法が浸透しておらず、回収が徹底されていない状況です。今後、雑がみの排出方法の啓発強化などを通じて、更なる紙類の分別資源化を推進します。</p>
小型家電回収の促進	<p>電気電子機器については、自治体などで資源が十分回収されていないのが現状です。レアメタルをはじめとする有用金属の含まれる小型家電の回収をより一層推進すべく、リサイクルセンターにおいて不燃・粗大ごみ中に含まれる小型家電をピックアップ回収し、回収量の拡大し、効果的なリサイクルを図ります。</p>
事業系ごみの資源化促進	<p>○事業系直接資源化の推進</p> <p>事業者直接資源化量の状況については、近年、市でも把握に努めています。しかし、現時点では全事業者の資源化状況までは把握できていないため、今後も現状以上の把握に努めていきます。それに合わせ、事業者が資源物を排出しやすい環境づくりを目指すべく、事業系資源ごみの資源化推進体系構築の検討を図るとともに民間による直接資源化の活用促進に向けた啓発も進めます。</p> <p>○ごみ減量に向けた事業所の取組の紹介</p> <p>優れた取組を実施する事業者の紹介、認定等評価、表彰制度の検討をします。</p>

施策	主な内容
啓発事業の強化	<p>○啓発手法の強化</p> <p>啓発のあり方や対象, 分別カレンダーやチラシ, ホームページなど情報提供ツールの見直しを検討し, 情報提供の強化に努めます。また学生など短期での転入転出者が多いこと, 外国人が多く居住していることなどつくば市特有の特性もあるため, それらを踏まえた効果的な啓発を実施します。</p> <p>○出前講座の強化</p> <p>市内全小中学校, 自治会などへ, 地域, 対象にあったごみリサイクルに関する説明会, 講座を実施し, 全市民のごみに対する関心の育成を行います。</p> <p>○ごみ排出時に際しての分別意識向上</p> <p>指定ごみ袋への表示やごみ集積所への掲示の活用などごみの排出段階においても啓発を行ってまいります。またスマートフォンの普及によりインターネットへのアクセスはスマートフォンから行われることが一般的になってきたこともあるため, スマートフォンからのアクセスが容易なごみ分別に関するアプリケーションの活用を検討します。</p> <p>○啓発拠点の設置と情報提供</p> <p>新たに整備するリサイクルセンター内に啓発部門を設け, 粗大ごみ等から回収した家具等の修繕によるリユース品提供を行うとともに情報提供に努めます。また, 交通の便や人の集まりやすさなどを考慮し, 市中心部への情報提供拠点の設置を引き続き検討します。</p>

5. 収集運搬計画

資源化・減量化計画及び中間処理計画に対応したごみの収集運搬を環境衛生面に留意し効率的, 経済的に実施する計画として推進していくために, 計画推進の方向性を見直しました。

【収集運搬計画の基本方針】

循環型社会を構築していくため, 住民サービスの充実を図るとともに, 環境負荷の低減や処理コストの削減を踏まえた, 安全かつ効率的な収集運搬を行います。

【主な新規施策のポイント】

施策	主な内容
容器包装プラスチックの回収体制整備	リサイクルセンター整備後, 新たに回収する容器包装プラスチックについて, 資源ごみを効率良く回収するため, 収集方法について検討します。

資源物持ち去りへの対応	古紙等の資源物持ち去り問題に対する対策として、GPSにより受け入れ施設や輸送ルートを特定し、今後当該持ち去り事業者から古紙を買い取らないよう指導することで持ち去り行為の根本を解決し、撲滅を図るようなGPSシステムによる資源ごみ持ち去り追跡導入の検討を行います。
事業系ごみ排出の適正化	事業系ごみの収集業者に対しても、事業系ごみの適正処理遵守の観点から、クリーンセンターへの事業系ごみ搬入時における検査、指導を強化します。

6. 中間処理計画

今後のごみ量、ごみ質の変化への対応、新たに整備するリサイクルセンター及びクリーンセンターに係る中間処理について、計画推進の方向性を見直しました。

【中間処理計画の基本方針】

循環型社会を構築していくため、積極的な減量化・資源化を推進し、焼却処理量等の削減に努め、環境負荷の低減や処理コストの削減を踏まえた安全かつ効率的なごみ処理を行います。

【主な新規施策のポイント】

施策	主な内容
リサイクルセンターの整備	現有の粗大ごみ処理施設と有価物処理施設に代わるリサイクルセンターについては、新たな施設整備を推進しています。施設整備を行うことで、現在施設の処理方式や能力等の影響で回収できていない資源物の回収に努めます。整備に際しては今後も、容器包装リサイクル法の改正や効果的な資源化実施、新たに開始する分別のあり方などに留意しながら、事業の推進を図っていきます。

施策	主な内容
現有施設の適正管理のためのストックマネジメント	焼却施設については、ストックマネジメントによる長期利用を推進しています。今後も適正な維持管理を行い、現有施設の長寿命化を図っていきます。
旧焼却施設の跡地利用	クリーンセンター内の旧焼却施設を解体し、跡地の有効利用として、紙類のストックヤードをはじめとするリサイクルセンター資源化複合施設の整備を行います。

7. 最終処分計画

本市は、最終処分場は有しておらず、民間の最終処分場に委託処分をしています。最終処分に関する計画推進の方向性を見直しました。

【最終処分計画の基本方針】

循環型社会を構築していくため、積極的な減量化・資源化を推進し、埋立処分量の削減に努め、環境負荷の低減や処分コストの削減を踏まえた安全かつ安定的な処分を行います。

【主な新規施策のポイント】

施策	主な内容
最終処分量の削減	焼却灰は溶融スラグ化の後、建設骨材としての利用等を目的として、現在、外部での資源化を実施しています。焼却灰の資源化は、最終処分量削減効果が見込めるため、今後も拡大を検討し、最終処分量の削減に努めることとします。

